

お取引先様 各位



「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」
における建築確認検査と住宅性能評価等の対応について

《 新受付票（審査受付票・各種届出等受付票・検査予約票）活用のごお願い 》

日頃よりご愛顧を賜りまして、誠にありがとうございます。

建築確認検査申請及び住宅性能評価等（※1）申請様式から押印欄が廃止されたことから、
当社では、令和3年1月6日から本受付分より、申請書等の押印は、不要または任意としております。（※2）
併せて設計図書の押印も不要または任意となります。

押印不要にできる業務および各種届出につきましては、押印欄を削除した新しい書式をご用意しております。

※1 押印不要にできる業務

- ・建築確認・検査
- ・省エネ適合性判定
- ・住宅性能評価
- ・長期優良住宅
- ・低炭素建築物
- ・BELS 評価
- ・住宅性能証明
- ・すまい給付金

※2 令和3年2月1日時点では、①委任状②建築主等変更届、取下げ届、工事取止め届は押印等を必要として
おります。

また、安全証明書（構造計算により安全性を確かめた旨の証明書）は、押印した書面の写しの
提出が必要となります。

- 特に『審査受付票・各種届出等受付票・検査予約票』は、
当社ホームページにある新しい書式をご活用ください。
- 当面の間、旧書式に押印不要でそのままご利用いただくことに支障ありません。
※省エネ適合性判定は、書式変更をしておりますが、従来の書式をそのままご利用ください。

以上